

健感発 0110 第 2 号
平成 30 年 1 月 10 日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

コリネバクテリウム・ウルセランスによるジフテリア様症状を呈する
感染症患者に関する情報について

コリネバクテリウム・ウルセランスによるジフテリア様症状を呈した患者に対する対応については、平成 14 年 11 月 20 日付け健感発 1120001 号及び平成 21 年 7 月 22 日付け健感発 0722 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知により、知見の紹介とともに、コリネバクテリウム・ウルセランスによる感染症（以下、「本感染症」という。）の発生に係る情報提供を依頼したところです。

今般、国立感染症研究所における研究結果により、本感染症の事例が集積したことから、別添のとおり Q & A を更新しましたので、ご了知願いますとともに、関係者への周知方願います。

本感染症については、感染症法に定められたものではありませんが、引き続き当課への情報提供をお願いするとともに、医療関係者や住民の方への周知、感染予防に係る措置、原因の究明について、特段の配慮いただきますようお願いいたします。

また、治療や診断について医師または獣医師から相談があった際には積極的に協力していただくとともに、動物からの感染が強く疑われる感染症ですので、本感染症を把握した際には、医師及び獣医師と連携し、原因究明のための調査等の対応に協力いただきますようお願いいたします。

なお、本感染症の治療にあたっては、ジフテリア抗毒素の使用も選択肢の一つとされています。仮に、本感染症の治療に際してジフテリア抗毒素の使用（承認を受けている効能・効果以外の使用）が必要と医師により判断された場合には、国有ジフテリア抗毒素（成人用沈降ジフテリアトキソイド）の提供が可能であることを申し添えます。

本件については、公益社団法人日本医師会及び公益社団法人日本獣医師会にも周知していることを申し添えます。